



「モデル処分基準」の一部改正について

警備業法に基づく指示及び営業停止命令の基準の一部が改正され、全国的に斉一を図る観点から「モデル処分基準」が各都道府県警察に示されました。

「処分基準」については、他法令の処分基準との整合性が図られるとともに、警備業の法令違反が増加傾向にあることや社会的影響が大きくなっていることに鑑み、その一部が改正されることとなりました。この一部改正に伴い、各都道府県警察において、処分基準が順次改正される予定になっております。(4月17日現在、大阪府警察における改正日は未定)

なお、「モデル処分基準」については、警察庁のホームページにおいて公開されておりますので参考としてください。

<警察庁ホームページURL>

「モデル処分基準」が作成されている不利益処分一覧表

(警察庁トップ 警察庁について(法令・訓令・通達等) モデル処分基準が作成されている不利益処分一覧表(平成24年4月1日現在) 7警備業法)

<http://www.npa.go.jp/pdc/model/shobun/index.htm>